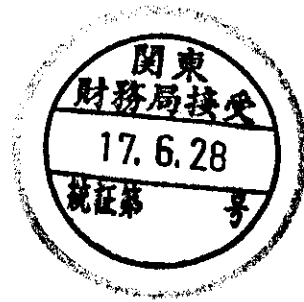


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書No.9
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 石塚 洋之
【住所又は本店所在地】(3)	東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル
【報告義務発生日】(4)	平成17年6月21日
【提出日】	平成17年6月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	3名
【提出形態】(5)	その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	昭和シェル石油株式会社
会社コード	5002
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪、名古屋、福岡、札幌
本店所在地	東京都港区台場二丁目3番2号台場フロンティアビル

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド (The Shell Petroleum Company Limited)
住所又は本店所在地	英国ロンドン市エス・イー1、7エヌ・エー、シェル・センター (Shell Centre, London SE1 7NA, U.K.)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1903（明治36）年6月29日
代表者氏名	ロブ・ルーツ (Rob Routs)
代表者役職	ディレクター
事業内容	石油関係一般業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 長谷川 紘之
電話番号	(03)3288-7000

(2) 【保有目的】(9)

経営参加

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	125,261,200		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 125,261,200	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 125,261,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年4月26日現在)	S 376,850,400
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	33.24
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	38.24

(4) 【当該株券等の発行者が発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年6月21日	株券	18,840,000	処分	910円 (8.42米ドル ¹⁾)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

平成16年8月31日付で、アラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ピー・ヴィとの間で締結した条件付株式売買契約(Conditional Share Purchase Agreement)に係る18,840,000株の株券について、平成17年6月21日に受渡しを行った。

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	8,194,849千円 (41,157,398英ポンド ²⁾)
借入金額計 (U) (千円)	—
その他金額計 (V) (千円)	—
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	8,194,849千円 (41,157,398英ポンド ²⁾)

¹ 2005年5月31日換算レート：1米ドル=108.11円

² 2005年6月21日換算レート：1英ポンド=199.11円

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】(14)

1【共同保有者/1】(15)

(1)【共同保有者の概要】(16)

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド (The Anglo-Saxon Petroleum Company Limited)
住所又は本店所在地	英国ロンドン市エス・イー1、7エヌ・エー、シェル・センター (Shell Centre, London SE1 7NA, U.K.)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1907(明治40)年6月29日
代表者氏名	ゴードン・ウェスト (Gordon West)
代表者役職	オーソライズド・リプレゼンタティブ
事業内容	石油関係一般業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 長谷川 絃之
電話番号	(03)3288-7000

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	6,784,000		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 6,784,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 6,784,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年4月26日現在)	S 376,850,400
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	1.80
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	1.80

2【共同保有者/2】(15)

(1)【共同保有者の概要】(16)

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	アラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ ビー・ヴィ (Aramco Japan Holdings Company B.V.)
住所又は本店所在地	オランダ、ライデン、2316ZB、ステルスヴェルト14 (Schuttersveld 14, 2316 ZB, Leiden, Netherlands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2003(平成15)年12月8日
代表者氏名	アブダルハフィド・エム・ナグシャバンディ (Abdalfidh M. Nagshabandi)
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1 ホワイト&ケース神田橋法律事務所 弁護士 布施和基
電話番号	03(3259)0200

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(17)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	56,380,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 56,380,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 56,380,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年4月26日現在)	S 376,850,400
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	14.96
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	14.96

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド
(The Shell Petroleum Company Limited)

ザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド
(The Anglo-Saxon Petroleum Company Limited)

アラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ビー・ヴィ
(Aramco Japan Holdings Company B.V.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	188,425,200		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 188,425,200	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 188,425,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年4月26日現在)	S 376,850,400
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	50.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	55.00

以上

COPY

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that THIS DEED is made the 27th day of April, 2005 by:-

THE SHELL PETROLEUM COMPANY LIMITED (registered number 77861), a company incorporated in England and Wales having its registered office at Shell Centre, London SE1 7NA (the "Principal"), does hereby constitute and appoint Mr. Hiroyuki Ishizuka, Ms. Yuko Tamai, Ms. Akemi Suzuki and Mr. Hiroyuki Hasegawa, attorneys-at-law with their office at Nagashima Ohno & Tsunematsu, as its true and lawful agent and attorney-in-fact of the Company, (the "Attorneys"), jointly and each of them severally for it and its name, place and stead, to do the following acts and things from the date of this power of attorney to 31st December 2005 (inclusive) in connection with the holding of common stock of Showa Shell Sekiyu K.K. by the Company, to do and perform any and all of the following acts for and on behalf of and in the name of the Company:

Each and any of the Attorneys may in the name of the Principal and on its behalf execute, deliver, sign, consider, negotiate, amend, settle, agree, approve the form and content of any deeds and documents which are required and do all such acts and things on behalf of the Principal as are necessary or desirable in relation to the following:

1. To prepare and file with the Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan on behalf of the Company a Report of the Substantial Shareholder, a Report for Amendment, and a correction report thereto, as required by the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended);
2. To prepare and file with the Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan on behalf of the Company a Report of Sale/Purchase by the Officer or the Principal Shareholder as required by the Securities and Exchange Law of Japan;
3. To prepare and file with the Ministry of Finance and/or other relevant ministries on behalf of the Company any notifications and reports as required by the Foreign Exchange and Foreign Trade Law; and
4. To execute any agreement and any deed, document or instrument, and to do any act or thing which in his opinion is necessary, desirable or expedient in connection with or for the purpose of giving effect to the foregoing; and

Execution of such deeds and documents by any one Attorney shall be regarded as conclusive evidence of the agreement of the Principal to, and its approval of, the terms thereof.

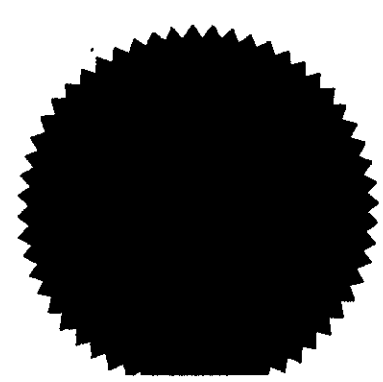
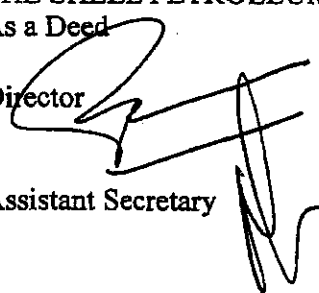
5. The Principal hereby undertakes to ratify, approve and confirm anything lawfully done or caused to be done by each and any of the Attorneys Mr. Hiroyuki Ishizuka, Ms. Yuko Tamai, Ms. Akemi Suzuki and Mr. Hiroyuki Hasegawa, attorneys-at-law may lawfully do or cause to be done by virtue hereof in the exercise of the powers hereby conferred including in such ratification whatsoever shall be done between the time of revocation by any means of this Power of Attorney and such revocation becoming known to the Attorney purporting to exercise this power.

IN WITNESS whereof this power of attorney was executed on the date first given above.

Given under the Common Seal of)
THE SHELL PETROLEUM COMPANY LIMITED)
As a Deed)

Director

Assistant Secretary



[訳文]

委任状

本状は、2005年4月27日、以下の者により作成された。

イングランド及びウェールズにおいて設立され、ロンドン市エス・イー1、7エヌ・イー、シェル・センターに登録上の本店を有する法人であるザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド(登録番号77861)(以下「当社」という。)は、当社を代理してかつ当社の名において、以下の一切の行為を遂行するために、長島・大野・常松法律事務所の弁護士である石塚洋之氏、玉井裕子氏、鈴木明美氏及び長谷川紘之氏を、当社の保有する昭和シェル石油株式会社の普通株式に関して、本委任状の日付から2005年12月31日まで(同日を含む)の期間、当社のために、当社の名において、当社の立場でかつ当社を代理して、以下の全ての行為及び事項を共同して又は各人が単独で行う、当社の真正かつ適法な代理人(以下「代理人」という。)としてここに任命する。

各代理人は、以下に関連して必要な又は望ましい一切の行為及び事項を、会社を代理して行うために必要となる全ての証書・書類の形式及び内容につき、当社の名においてかつ当社を代理して、作成、送達、署名、検討、交渉、修正、解決、合意及び承認を行うことができる。

1. 日本国証券取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)により要求される大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書を当社のために作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること。
2. 日本国証券取引法により要求される役員又は主要株主の売買報告書を当社のために作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること。
3. 外国為替及び外国貿易法により要求される届出又は報告書を作成し、これを日本国財務省及びその他の管轄官庁に提出すること。
4. 上記に関連して又は上記を実行するために代理人自身が必要、望ましい又は便宜的と考える全ての契約、証書又は書類を作成し、またかかる全ての行為又は事項を行うこと。

代理人のいずれかが上記の証書及び書類を作成した場合には、その事実は、当社が当該証書及び書類の条項に同意しかつこれを承認したことの確定証拠とみなされる。

5. 当社は、代理人である弁護士石塚洋之氏、同玉井裕子氏、同鈴木明美氏及び同長谷川紘之氏のいずれかが、本状に基づきまた本状で付与された権限の行使によって適法に行うこと又は行わしめることができ、かつ適法に行い又は行わしめた一切の行為を追認、承認及び確認することを約束する。この追認の対象には、何らかの方法により本委任状が取消された時から、権限を行使しようとする代理人が当該取消を覚知した時までの期間に行われた行為を含む。

上記の証として、当社は、本委任状を頭書の年月日に発行した。

ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド
会社印を捺印した証書として

_____[署名]
ディレクター

_____[署名] [社印]
秘書役補佐